

2018-6 天理大学 人間学部 生涯教育専攻 消費者教育論

日時	2018年6月26日(火) 10:45~12:15
テーマ	消費者教育論
対象	生涯教育専攻 2~3年生 14名
主な内容	消費者トラブルの件数・被害額、契約とは何か、クーリングオフなどの消費者保護の法律について、消費生活センター及び消費者ホットライン188について 若い人に多いトラブル事例紹介：出会い系サイト、SNSをきっかけにしたお金もうけのトラブル（情報商材）、フリマアプリ取引トラブル
当日の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受講者は、生涯教育専攻の学生で消費者教育の必要性について様々な角度から学んでおり、それを踏まえて啓発資料の作成に取り組んでいます。今回の講座では、消費生活センターで受けた相談の実態を紹介し、実感を持ってもらうことを目指しました。</li> <li>◆ まず、消費者トラブルの件数や被害額について説明し、20代になるとトラブルが増える理由について一緒に考えました。次にトラブル防止のために、契約の基本について契約クイズを交えながら理解を深め、未成年者取消とクーリングオフ制度について説明しました。</li> <li>◆ 具体的な事例紹介では、学生が作成している啓発資料のテーマを取り上げ、問題点と解決方法を考え、消費生活センターの対応例を紹介しました。学生は、今後、このレポートを元に啓発資料を作成し、周りに広める活動を行う予定とのことです。学生が自ら周囲に働きかけることで、さらに深い学びへ発展していくことが期待されます。</li> </ul>

